

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争に付します。

2025年4月22日

契約責任者
日本郵便株式会社
執行役員 北海道支社長 坂東 秀紀

1 工事の概要

- (1) 工事名 本目郵便局ほか335箇所灯油メーター設置工事
- (2) 工事場所 別紙のとおり
- (3) 工事内容等
 - ア 工事内容 本工事は、対象施設の屋外灯油ホームタンク回りの配管に、灯油メーター及び電波発信型の表示器を設置する工事である。
 - イ 建物用途 郵便局
- (4) 工期 2026年2月13日まで
- (5) 本工事の入札手続では、取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）、取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出は、郵送又は持参により行う。
また、入札書の提出は、取引先の資格の確認通知以降、郵送により行う。

2 取引先の資格

建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で、次の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、申込書及び資料の提出期限日の1年7か月前までとし、かつ最新のものであること。

総合評定値の 工事種別	建築一式 又は管	総合評定値	建築一式 1,000点以上 管 1,000点以上
事業所の所在地に関する要件		北海道内に建設業法上の本店、支店又は営業所を有すること。	
施工実績に関する要件		2015年度以降に元請け又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。 □ 一施設の灯油配管工事の長さが10m以上の新設、増設又は更改を含む工事	
配置技術者に関する要件		求めない。	
その他		別紙入札説明書のとおりとする。	

3 入札担当部署

区分	担当部署	電話番号等	住所
入札	日本郵政建築株式会社 北海道支社業務部契約担当	011-330-6182(業務部代表) 電子メールアドレス hokkaidokeiyaku.ii@jp-ae.jp	〒060-8797 北海道札幌市中央区北2 条西4丁目3
工事	日本郵政建築株式会社 北海道支社設備部	011-330-6181(設備部代表)	日本郵政グループ 札幌ビル6階

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
入札説明書等の 交付	2025年 4月22日（火）から 2025年 5月 9日（金）まで	日本郵政グループホームページ（建設工事関係）からダウンロード
設計図書等の 貸与（注1）（注2）	2025年 4月22日（火）から 2025年 5月 9日（金）まで	前記3の入札担当部署 （入札）
申込書及び資料 の提出	2025年 4月22日（火）から 2025年 5月 9日（金）まで （必着）	前記3の入札担当部署 （入札）へ郵送又は持参 により提出
質問の受付	2025年 4月22日（火）から 2025年 5月 9日（金）まで （必着）	前記3の入札担当部署 （入札）
取引先資格の 確認通知	2025年 5月13日（火）まで に通知（発送）	
質問回答書の 閲覧	2025年 5月14日（水）から 2025年 5月22日（木）まで	北海道札幌市中央区北2条西4 丁目3日本郵政建築株式会社北 海道支社掲示板及び日本郵政グ ループホームページ
入札書等の提出	2025年 5月22日（木）まで に差し出す（消印有効）	前記3の入札担当部署 （入札）へ郵送により 提出
開札	2025年 5月26日（月） 午前9時50分	〒060-8797 北海道札幌市中央区北2条西4丁目3 日本郵政グループ札幌ビル 6階 会議室

（注1）上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（注2）設計図書等とは、当該工事に係る仕様書、図面をいう。

日本郵政グループホームページ（建設工事関係）

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ	→	日本郵政グループについて	→	調達情報、公告	→
調達情報	→	一般調達情報	→	建設工事・設備運行・設備保守関係	→
北海道エリア	→	日本郵便株式会社	→	建設工事関係（入札公告等）	→
				検索	

5 取引先資格の確認

本入札への参加を希望する者は、前記2に示す取引先の資格を有することを証明するため、申込書及び資料を前記4に示す期間に持参又は郵送（書留郵便等で配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

6 設計図書等の交付等

設計図書の交付の期間及び場所は、前記4に示すとおりとする。貸与された設計図書等は、開札までに必ず返却すること。

なお、貸出しを希望する者は交付場所へ「設計図書等交付希望申込書」により、連絡すること。また、「設計図書等交付希望申込書」の交付方法欄には、「窓口交付の希望」又は「郵送の希望」の別を○印で記載すること。

7 仕様書等に対する質問

現場説明書、図面及び仕様書等に対する質問がある場合は、質問書原本を書面により前記4に示す期間、場所に郵送（書留郵便等で配達記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）、並びに電子メール（送信先アドレス：hokkaidokeiyaku.ii@jp-ae.jp）により提出（Excel又はWordのデータファイル）すること。

8 質問回答書

質問書に対する回答書は、前記4に示す期間、場所等にて閲覧に供する。

9 入札

前記4に示す期限、場所に、初度及び再度の2回分の入札書を郵送（書留郵便等で配達
の記録が残るものに限る。）により提出すること。

なお、入札書を郵便局において差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証
（お客様控え）」記載の追跡番号を入札書等の提出期限日までに前記3の入札担当部署
（入札）に電子メール等により送信すること。詳細は入札者注意書による。

10 開札

- (1) 前記4に示す期日、場所において希望する入札者又は代理人の立会いにより行う。
ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、社員を立会わせて行う。
- (2) 初度入札で落札者がいない場合は、直ちに再度入札書を開札することができる。
- (3) 初度入札で落札した場合における再度入札書は、破棄するものとする。

11 その他

- (1) 契約の保証 要
- (2) 工事請負請書の作成の要否 要
- (3) 入札の無効
本公告に示した取引先の資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をし
た者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とす
る。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容
に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価
格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることが
ある。
- (5) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 支払条件 工事請負請書（案）及び現場説明書による。
- (7) 火災保険の要否 要

2025年度 灯油メータ一設置局 対象施設

別紙

管理番号	局所コード	郵便局名	ホーム タンク 台数	住所	エリア(振興局)
1	900240	本目郵便局	1	北海道島牧郡島牧村本目117-1	後志総合振興局
2	900600	昆布郵便局	1	北海道磯谷郡蘭越町昆布町134-3	後志総合振興局
3	900620	余市沢町郵便局	1	北海道余市郡余市町沢町2-70-14	後志総合振興局
4	900690	赤井川郵便局	1	北海道余市郡赤井川村赤井川84-26	後志総合振興局
5	900710	小樽住吉郵便局	1	北海道小樽市信香町9-10	後志総合振興局
6	900730	小樽祝津郵便局	1	北海道小樽市祝津2-203-8	後志総合振興局
7	901090	入舸郵便局	1	北海道積丹郡積丹町入舸町80	後志総合振興局
8	901350	目名郵便局	1	北海道磯谷郡蘭越町目名町694	後志総合振興局
9	901470	岩内高台郵便局	1	北海道岩内郡岩内町高台117-1	後志総合振興局
10	901960	鈴川郵便局	1	北海道虻田郡喜茂別町鈴川25-3	後志総合振興局
11	902010	小樽緑二郵便局	1	北海道小樽市緑2-25-2	後志総合振興局
12	902240	小樽豊川郵便局	1	北海道小樽市豊川町14-7	後志総合振興局
13	902870	小樽望洋台郵便局	1	北海道小樽市望洋台2-30-5	後志総合振興局
14	902390	蘭島郵便局	1	北海道小樽市蘭島1-5-12	後志総合振興局
15	905140	余市モイレ郵便局	1	北海道余市郡余市町入舟町327-3	後志総合振興局
16	900880	札幌新琴似郵便局	2	北海道札幌市北区新琴似七条5-3-19	石狩振興局
17	901870	島松郵便局	1	北海道恵庭市島松東町3-1-1	石狩振興局
18	902130	恵庭恵み野中郵便局	1	北海道恵庭市恵み野西5-3-2	石狩振興局
19	902160	弁華別郵便局	1	北海道石狩郡当別町弁華別157-33	石狩振興局
20	902170	札幌南十一条郵便局	2	北海道札幌市中央区南十一条西14-1-6	石狩振興局
21	902540	札幌南六条西郵便局	2	北海道札幌市中央区南六条西22-1-11	石狩振興局
22	902710	札幌モエレ郵便局	1	北海道札幌市東区北丘珠四条1-12-10	石狩振興局
23	902820	清田郵便局	1	北海道札幌市清田区清田一条4-5-48	石狩振興局
24	903320	札幌美香保郵便局	1	北海道札幌市東区北七条東8-1-5	石狩振興局
25	903340	札幌西町北郵便局	1	北海道札幌市西区西町北6-1-7	石狩振興局
26	903390	札幌山の手郵便局	1	北海道札幌市西区山の手三条7-1-37	石狩振興局
27	903430	月寒郵便局	1	北海道札幌市豊平区月寒中央通6-3-36	石狩振興局
28	903440	恵庭有明郵便局	1	北海道恵庭市有明町1-13-11	石狩振興局
29	903550	厚別ひばりが丘郵便局	1	北海道札幌市厚別区厚別中央一条2-10-11	石狩振興局
30	903590	白石北郷郵便局	1	北海道札幌市白石区北郷四条3-6-20	石狩振興局
31	903660	札幌北二十条東郵便局	1	北海道札幌市東区北二十条東17-1-15	石狩振興局
32	903700	大谷地郵便局	1	北海道札幌市白石区本通18-南2-10	石狩振興局
33	903800	中の島南郵便局	1	北海道札幌市豊平区中の島一条7-10-8	石狩振興局
34	903850	札幌宮の沢郵便局	1	北海道札幌市西区西町北19-1-12	石狩振興局
35	903890	札幌新琴似八条郵便局	1	北海道札幌市北区新琴似八条8-2-15	石狩振興局
36	903970	篠路駅前郵便局	1	北海道札幌市北区篠路四条7-1-11	石狩振興局
37	903990	札幌屯田郵便局	1	北海道札幌市北区屯田三条4-11-15	石狩振興局
38	904040	札幌緑ヶ丘郵便局	1	北海道札幌市清田区里塚緑ヶ丘2-7-1	石狩振興局
39	904060	札幌西野中郵便局	1	北海道札幌市西区西野三条7-1-42	石狩振興局
40	904080	札幌新琴似八条西郵便局	1	北海道札幌市北区新琴似八条13-4-11	石狩振興局
41	904120	札幌平岸五条郵便局	1	北海道札幌市豊平区平岸五条8-1-1	石狩振興局
42	904140	札幌西野東郵便局	1	北海道札幌市西区西野四条3-2-15	石狩振興局
43	904160	江別大森西郵便局	2	北海道江別市大森桜木町26-1	石狩振興局
44	904170	札幌栄町郵便局	1	北海道札幌市東区北四十六条東5-1-15	石狩振興局
45	904230	札幌西野南郵便局	1	北海道札幌市西区西野六条3-14-14	石狩振興局
46	904240	札幌白樺郵便局	1	北海道札幌市豊平区月寒東五条18-1-13	石狩振興局
47	904280	恵庭漁町郵便局	1	北海道恵庭市漁町22	石狩振興局
48	904300	札幌清田南郵便局	3	北海道札幌市清田区清田六条2-2-12	石狩振興局
49	904310	札幌新琴似一条郵便局	1	北海道札幌市北区新琴似一条10-6-11	石狩振興局
50	904320	札幌伏古郵便局	1	北海道札幌市東区伏古七条4-1-1	石狩振興局
51	904340	札幌北二十九条西郵便局	1	北海道札幌市北区北二十九条西9-2-17	石狩振興局
52	904410	札幌新琴似十一条郵便局	1	北海道札幌市北区新琴似十一条8-6-12	石狩振興局
53	904720	札幌芸術の森郵便局	1	北海道札幌市南区常盤三条1-4-14	石狩振興局
54	904730	札幌宮の森郵便局	1	北海道札幌市中央区宮の森二条10-3-10	石狩振興局
55	904810	石狩市役所前郵便局	1	北海道石狩市花川北七条1-7-1	石狩振興局
56	904870	札幌平岡郵便局	1	北海道札幌市清田区平岡六条2-3-3	石狩振興局
57	904880	札幌里塚郵便局	1	北海道札幌市清田区里塚二条2-4-15	石狩振興局
58	904890	恵庭恵み野郵便局	1	北海道恵庭市恵み野西1-23-1	石狩振興局
59	904900	手稲新発寒郵便局	1	北海道札幌市手稲区新発寒五条6-8-1	石狩振興局
60	904910	手稲前田郵便局	1	北海道札幌市手稲区前田六条16-4-8	石狩振興局
61	904920	札幌北五十条郵便局	1	北海道札幌市東区北五十条東10-1-20	石狩振興局
62	904940	厚別原始林通郵便局	1	北海道札幌市厚別区厚別東三条3-1-30	石狩振興局
63	904950	野幌若葉郵便局	1	北海道江別市野幌若葉町39-9	石狩振興局
64	905000	石狩花川南八条郵便局	1	北海道石狩市花川南八条3-25	石狩振興局
65	905020	札幌北四十三条郵便局	1	北海道札幌市東区北四十三条東16-2-10	石狩振興局
66	905060	手稲稲積郵便局	1	北海道札幌市手稲区前田三条7-5-16	石狩振興局
67	905080	札幌北野通郵便局	1	北海道札幌市清田区北野三条2-13-97	石狩振興局
68	905090	札幌南沢郵便局	2	北海道札幌市南区南沢五条3-16-20	石狩振興局
69	905100	手稲星置駅前郵便局	1	北海道札幌市手稲区星置一条3-3-2	石狩振興局
70	905110	札幌あいの里郵便局	1	北海道札幌市北区あいの里一条4-22-15	石狩振興局
71	905150	北広島西の里郵便局	1	北海道北広島市西の里東1-13-15	石狩振興局
72	905170	札幌新川二条郵便局	1	北海道札幌市北区新川二条7-3-38	石狩振興局
73	905180	札幌北三十一条郵便局	1	北海道札幌市東区北三十一条東8-1-4	石狩振興局
74	905190	手稲稲穂二条郵便局	1	北海道札幌市手稲区稲穂二条3-1-3	石狩振興局
75	905240	千歳長都駅前郵便局	1	北海道千歳市長都駅前2-7-10	石狩振興局
76	905260	札幌東苗穂五条郵便局	1	北海道札幌市東区東苗穂五条2-12-23	石狩振興局
77	905280	江別見晴台郵便局	1	北海道江別市元江別873-12	石狩振興局
78	905320	札幌平岡公園郵便局	1	北海道札幌市清田区平岡公園東3-1-5	石狩振興局
79	905340	札幌新川四条郵便局	1	北海道札幌市北区新川四条13-2-22	石狩振興局
80	905350	札幌新琴似七条郵便局	1	北海道札幌市北区新琴似七条17-1-1	石狩振興局

2025年度 灯油メータ一設置局 対象施設

別紙

管理番号	局所コード	郵便局名	ホーム タンク 台数	住所	エリア(振興局)
81	905360	札幌藤ヶ丘郵便局	1	北海道札幌市南区藤野四条5-14-20	石狩振興局
82	905370	札幌美しが丘郵便局	1	北海道札幌市清田区美しが丘二条2-9-3	石狩振興局
83	905390	札幌東苗穂十二条郵便局	1	北海道札幌市東区東苗穂十二条2-14-15	石狩振興局
84	905400	野幌錦町郵便局	1	北海道江別市錦町4-2-5	石狩振興局
85	905420	札幌平和一条郵便局	1	北海道札幌市西区平和一条2-1-3	石狩振興局
86	905430	輪厚郵便局	1	北海道北広島市輪厚中央1-2-10	石狩振興局
87	905440	札幌石山郵便局	1	北海道札幌市南区石山一条3-2-3	石狩振興局
88	905450	札幌あいの里三条郵便局	1	北海道札幌市北区あいの里三条3-2-1	石狩振興局
89	905460	札幌羊ヶ丘通郵便局	1	北海道札幌市清田区清田二条2-18-14	石狩振興局
90	905470	札幌美しが丘南公園前郵便局	1	北海道札幌市清田区美しが丘二条7-2-6	石狩振興局
91	905480	札幌真栄郵便局	1	北海道札幌市清田区真栄四条2-7-1	石狩振興局
92	905500	恵庭柏木中通郵便局	1	北海道恵庭市柏陽町3-2-2-10	石狩振興局
93	905510	札幌桑園駅前郵便局	1	北海道札幌市中央区北十一条西14-1-35	石狩振興局
94	905560	恵庭黄金郵便局	1	北海道恵庭市黄金南1-10-4	石狩振興局
95	905610	北広島中央六郵便局	1	北海道北広島市中央6-11-10	石狩振興局
96	905620	石狩南高校前郵便局	1	北海道石狩市花川南八条5-5	石狩振興局
97	905670	千歳東郊郵便局	1	北海道千歳市東郊2-7-17	石狩振興局
98	905690	手稲駅前郵便局	1	北海道札幌市手稲区前田一条12-1-1	石狩振興局
99	905700	白石南郷十八郵便局	1	北海道札幌市白石区栄通18-5-25	石狩振興局
100	905730	石狩花川南一条郵便局	1	北海道石狩市花川南一条2-130	石狩振興局
101	905760	札幌屯田八条郵便局	1	北海道札幌市北区屯田八条4-5-1	石狩振興局
102	905780	札幌八軒西郵便局	1	北海道札幌市西区八軒六条西7-1-24	石狩振興局
103	900940	似漣郵便局	1	北海道勇払郡むかわ町穂別仁和333	胆振総合振興局
104	902040	礼文郵便局	1	北海道虻田郡豊浦町礼文華160	胆振総合振興局
105	902440	稀府郵便局	1	北海道伊達市南稀府町95-9	胆振総合振興局
106	902980	伊達駅前郵便局	1	北海道伊達市山下町49-2	胆振総合振興局
107	903120	苫小牧三光郵便局	1	北海道苫小牧市三光町5-6-13	胆振総合振興局
108	903310	苫小牧緑町郵便局	1	北海道苫小牧市緑町1-25-15	胆振総合振興局
109	903480	幌別鉄南郵便局	1	北海道登別市幌別町6-4-7	胆振総合振興局
110	903540	苫小牧花園郵便局	1	北海道苫小牧市花園町3-12-18	胆振総合振興局
111	903640	苫小牧本町郵便局	1	北海道苫小牧市本町1-3-4	胆振総合振興局
112	903710	室蘭築地郵便局	1	北海道室蘭市築地町138-67	胆振総合振興局
113	903950	苫小牧中野郵便局	1	北海道苫小牧市元中野町4-15-16	胆振総合振興局
114	904270	苫小牧しらかば郵便局	1	北海道苫小牧市しらかば町3-10-34	胆振総合振興局
115	904960	苫小牧明野郵便局	1	北海道苫小牧市明野新町6-30-24	胆振総合振興局
116	905030	登別新生郵便局	1	北海道登別市新生町3-19-16	胆振総合振興局
117	905210	苫小牧川治郵便局	1	北海道苫小牧市川治町6-16-20	胆振総合振興局
118	905600	苫小牧ナナカマド郵便局	1	北海道苫小牧市明野新町2-2-29	胆振総合振興局
119	906020	苫小牧拓勇東郵便局	1	北海道苫小牧市拓勇東町4丁目1番3号	胆振総合振興局
120	902340	野深郵便局	1	北海道浦河郡浦河町野深112-3	日高振興局
121	902680	富沢郵便局	1	北海道日高郡新ひだか町三石富澤23-1	日高振興局
122	902800	鶴苫郵便局	1	北海道様似郡様似町鶴苫112	日高振興局
123	902910	浦河堺町郵便局	1	北海道浦河郡浦河町堺町東1-6-3	日高振興局
124	903030	様似本町郵便局	1	北海道様似郡様似町本町2-131	日高振興局
125	903150	清島郵便局	1	北海道沙流郡日高町清島812-2	日高振興局
126	902700	若菜郵便局	1	北海道夕張市若菜10	空知総合振興局
127	902840	夕張本町郵便局	1	北海道夕張市本町3-338	空知総合振興局
128	970050	歌志内郵便局	1	北海道歌志内市本町1027-60	空知総合振興局
129	970140	北村郵便局	1	北海道岩見沢市北村栄町591-4	空知総合振興局
130	970160	奈井江郵便局	1	北海道空知郡奈井江町奈井江町194-52	空知総合振興局
131	970210	幾春別郵便局	1	北海道三笠市幾春別町1-318-6	空知総合振興局
132	970330	橋本郵便局	1	北海道樺戸郡新十津川町中央73-12	空知総合振興局
133	970350	鷹泊郵便局	1	北海道深川市鷹泊192-2	空知総合振興局
134	970630	花月郵便局	1	北海道樺戸郡新十津川町花月201-11	空知総合振興局
135	970680	和郵便局	1	北海道雨竜郡北竜町和2-9	空知総合振興局
136	970690	上志文郵便局	1	北海道岩見沢市上志文町2-15	空知総合振興局
137	970710	野花南郵便局	1	北海道芦別市野花南町982-3	空知総合振興局
138	970730	三笠岡山郵便局	1	北海道三笠市岡山54-18	空知総合振興局
139	970750	更進郵便局	1	北海道深川市音江町更進705-16	空知総合振興局
140	970790	上砂川郵便局	1	北海道空知郡上砂川町上砂川町254-5	空知総合振興局
141	970910	平岸郵便局	1	北海道赤平市平岸仲町4-1-1	空知総合振興局
142	970960	茶志内郵便局	1	北海道美唄市茶志内町本町	空知総合振興局
143	971300	上幌向郵便局	1	北海道岩見沢市上幌向南一条3-1256-6	空知総合振興局
144	971310	碧水郵便局	1	北海道雨竜郡北竜町碧水55	空知総合振興局
145	971360	美唄東一条北郵便局	1	北海道美唄市東一条北5-2-1	空知総合振興局
146	971530	赤平西郵便局	1	北海道赤平市豊栄町2-4	空知総合振興局
147	971540	西芦別郵便局	1	北海道芦別市西芦別町1	空知総合振興局
148	971590	東明郵便局	1	北海道美唄市東明三条2-1-14	空知総合振興局
149	971680	文珠郵便局	1	北海道歌志内市文珠228-47	空知総合振興局
150	971780	上砂川鶴郵便局	1	北海道空知郡上砂川町鶴246-1	空知総合振興局
151	972170	滝川滝の川郵便局	1	北海道滝川市滝の川町西3-1-33	空知総合振興局
152	972240	岩見沢栄町郵便局	1	北海道岩見沢市栄町1-12-14	空知総合振興局
153	910010	大津郵便局	1	北海道中川郡豊頃町大津幸町13	十勝総合振興局
154	910280	清川郵便局	1	北海道帯広市清川町西2線125-2	十勝総合振興局
155	910290	上美生郵便局	1	北海道河西郡芽室町上美生4線32-10	十勝総合振興局
156	910300	豊似郵便局	1	北海道広尾郡広尾町豊似本通18-1	十勝総合振興局
157	910330	熊牛郵便局	1	北海道上川郡清水町熊牛71	十勝総合振興局
158	910380	川西郵便局	1	北海道帯広市川西町基線55	十勝総合振興局
159	910450	中士幌郵便局	1	北海道河東郡士幌町中士幌西2-75-3	十勝総合振興局
160	910460	上浦幌郵便局	1	北海道十勝郡浦幌町宝生164-2	十勝総合振興局

2025年度 灯油メータ設置局 対象施設

別紙

管理番号	局所コード	郵便局名	ホーム タンク 台数	住所	エリア(振興局)
161	910500	広野郵便局	1	北海道帯広市広野町西2線149-31	十勝総合振興局
162	910540	尾田郵便局	1	北海道広尾郡大樹町尾田482	十勝総合振興局
163	910550	帯広大通郵便局	1	北海道帯広市大通南11-2	十勝総合振興局
164	910590	美生郵便局	1	北海道河西郡芽室町美生3線37	十勝総合振興局
165	910640	帯広電信通郵便局	1	北海道帯広市東四条南5-12	十勝総合振興局
166	910670	帯広鉄南郵便局	1	北海道帯広市東二条南19-15	十勝総合振興局
167	910690	帯広西八条郵便局	1	北海道帯広市西八条南34-48-1	十勝総合振興局
168	910700	木野郵便局	1	北海道河東郡音更町木野大通東4-3-1	十勝総合振興局
169	910810	十勝川温泉郵便局	1	北海道河東郡音更町十勝川温泉南13-1-78	十勝総合振興局
170	910820	音更大通郵便局	1	北海道河東郡音更町大通8-4	十勝総合振興局
171	910890	帯広南町郵便局	1	北海道帯広市西十八条南37-1-6	十勝総合振興局
172	910910	鈴蘭郵便局	1	北海道河東郡音更町すずらん台仲町1-1-16	十勝総合振興局
173	910960	帯広柏林台郵便局	1	北海道帯広市柏林台南町7-5	十勝総合振興局
174	910970	帯広東十一条郵便局	1	北海道帯広市東十一条南8-1	十勝総合振興局
175	910990	帯広西二十条郵便局	1	北海道帯広市西二十条南3-15-3	十勝総合振興局
176	911000	帯広大空郵便局	1	北海道帯広市大空町3-14	十勝総合振興局
177	911040	帯広開西郵便局	1	北海道帯広市西二十二条南4-1-2	十勝総合振興局
178	911050	音更緑陽台郵便局	1	北海道河東郡音更町緑陽台仲区30-5	十勝総合振興局
179	911060	札内桜町郵便局	1	北海道中川郡幕別町札内桜町118-4	十勝総合振興局
180	911070	帯広自由が丘郵便局	1	北海道帯広市西十九条南5-35-7	十勝総合振興局
181	911080	帯広西十七条郵便局	1	北海道帯広市西十七条北1-1-17	十勝総合振興局
182	911090	帯広白樺郵便局	1	北海道帯広市白樺十六条西19-11-2	十勝総合振興局
183	911150	帯広つつじが丘郵便局	1	北海道帯広市西二十四条南2-22-11	十勝総合振興局
184	920010	本厚岸郵便局	1	北海道厚岸郡厚岸町松葉3-105	釧路総合振興局
185	920070	昆布森郵便局	1	北海道釧路郡釧路町昆布森3-102-2	釧路総合振興局
186	920270	釧路駅前郵便局	1	北海道釧路市黒金町13-1-8	釧路総合振興局
187	920360	屈斜路郵便局	1	北海道川上郡弟子屈町屈斜路221-10	釧路総合振興局
188	920370	釧路富士見郵便局	1	北海道釧路市富士見1-1-20	釧路総合振興局
189	920460	釧路春日郵便局	1	北海道釧路市春日町1-4	釧路総合振興局
190	920490	磯分内郵便局	1	北海道川上郡標茶町熊生原野15線西1-61	釧路総合振興局
191	920500	釧路武佐郵便局	1	北海道釧路市武佐2-1-15	釧路総合振興局
192	920530	大楽毛郵便局	1	北海道釧路市大楽毛4-3-8	釧路総合振興局
193	920610	西庶路郵便局	1	北海道白糠郡白糠町西庶路東一条北2-1-33	釧路総合振興局
194	920690	釧路新栄郵便局	1	北海道釧路市新栄町20-12	釧路総合振興局
195	920700	釧路大町郵便局	1	北海道釧路市大町5-1-1	釧路総合振興局
196	920720	釧路愛国郵便局	1	北海道釧路市愛国東2-5-16	釧路総合振興局
197	920730	釧路新富士郵便局	1	北海道釧路市新富士町3-3-12	釧路総合振興局
198	920740	釧路鶴ヶ岱郵便局	1	北海道釧路市鶴ヶ岱3-2-2	釧路総合振興局
199	920750	釧路白樺台郵便局	1	北海道釧路市白樺台2-25-6	釧路総合振興局
200	920820	釧路星が浦郵便局	1	北海道釧路市星が浦大通2-8-6	釧路総合振興局
201	920840	釧路愛国西郵便局	1	北海道釧路市愛国西1-31-18	釧路総合振興局
202	920850	釧路芦野郵便局	1	北海道釧路市芦野2-13-28	釧路総合振興局
203	920870	釧路昭和郵便局	1	北海道釧路市昭和中4-2-15	釧路総合振興局
204	930030	本別海郵便局	1	北海道野付郡別海町本別海1-77	根室振興局
205	930070	落石郵便局	1	北海道根室市落石東273-1	根室振興局
206	930090	根室西浜郵便局	1	北海道根室市西浜町4-68-1	根室振興局
207	930100	齒舞郵便局	1	北海道根室市齒舞4-13	根室振興局
208	930120	川北郵便局	1	北海道標津郡標津町川北63-46	根室振興局
209	930140	開陽郵便局	1	北海道標津郡中標津町開陽24線85	根室振興局
210	930230	西春別郵便局	1	北海道野付郡別海町西春別幸町19	根室振興局
211	930300	瑤瑤瑤郵便局	1	北海道根室市瑤瑤瑤1-43-1	根室振興局
212	930320	花咲郵便局	1	北海道根室市花咲港113	根室振興局
213	930370	根室港郵便局	1	北海道根室市千島町2-1-3	根室振興局
214	930390	中標津東九条郵便局	1	北海道標津郡中標津町東九条北1-4-2	根室振興局
215	940020	函館万代郵便局	1	北海道函館市万代町14-28	渡島総合振興局
216	940140	戸井郵便局	1	北海道函館市館町116-1	渡島総合振興局
217	940150	吉岡郵便局	1	北海道松前郡福島町吉岡97	渡島総合振興局
218	940190	尾札部郵便局	1	北海道函館市尾札部町409	渡島総合振興局
219	940270	函館大手郵便局	1	北海道函館市大手町10-21	渡島総合振興局
220	940340	函館鍛冶町郵便局	1	北海道函館市鍛冶1-20-6	渡島総合振興局
221	940450	函館旭町郵便局	1	北海道函館市旭町3-16	渡島総合振興局
222	940480	函館大町郵便局	1	北海道函館市大町3-15	渡島総合振興局
223	940500	渡島当別郵便局	1	北海道北斗市当別4-2-18	渡島総合振興局
224	940530	函館桔梗郵便局	1	北海道函館市桔梗3丁目28-1	渡島総合振興局
225	940540	函館公園通郵便局	1	北海道函館市青柳町18-13	渡島総合振興局
226	940580	五稜郭駅前郵便局	1	北海道函館市亀田本町63-2	渡島総合振興局
227	940630	函館弁天郵便局	1	北海道函館市弁天町3-3	渡島総合振興局
228	940650	函館堀川郵便局	1	北海道函館市堀川町5-17	渡島総合振興局
229	940690	函館松陰郵便局	1	北海道函館市松陰町3-2	渡島総合振興局
230	940710	函館上野郵便局	1	北海道函館市上野町4-16	渡島総合振興局
231	940750	函館亀田郵便局	1	北海道函館市亀田町15-10	渡島総合振興局
232	940780	木直郵便局	1	北海道函館市木直町367	渡島総合振興局
233	940800	清元郵便局	1	北海道上磯郡知内町清元173-1	渡島総合振興局
234	940810	原口郵便局	1	北海道松前郡松前町原口78-1 渡島濁川	渡島総合振興局
235	940840	湯ノ里郵便局	1	北海道上磯郡知内町湯ノ里114-3	渡島総合振興局
236	940930	函館時任郵便局	1	北海道函館市時任町23-8	渡島総合振興局
237	940950	森本町郵便局	1	北海道茅部郡森町本町44	渡島総合振興局
238	940970	掛漣郵便局	1	北海道茅部郡森町砂原西3-108-12	渡島総合振興局
239	940980	函館柏木郵便局	1	北海道函館市柏木町11-35	渡島総合振興局
240	941020	函館北浜郵便局	1	北海道函館市北浜町2-16	渡島総合振興局

2025年度 灯油メータ一設置局 対象施設

別紙

管理番号	局所コード	郵便局名	ホーム タンク 台数	住所	エリア(振興局)
241	941040	大中山郵便局	1	北海道亀田郡七飯町大中山1-1-1	渡島総合振興局
242	941110	函館富岡郵便局	1	北海道函館市富岡町1-10-11	渡島総合振興局
243	941150	函館湯浜郵便局	1	北海道函館市湯浜町10-11	渡島総合振興局
244	941160	函館東富岡郵便局	1	北海道函館市富岡町2-65-3	渡島総合振興局
245	941260	函館昭和郵便局	1	北海道函館市昭和1-28-21	渡島総合振興局
246	941270	函館花園郵便局	1	北海道函館市花園町5-20	渡島総合振興局
247	941290	北斗浜分郵便局	1	北海道北斗市追分2-16-6	渡島総合振興局
248	941300	函館神山郵便局	1	北海道函館市神山2-19-1	渡島総合振興局
249	941310	函館石川郵便局	1	北海道函館市石川町461-37	渡島総合振興局
250	960050	黒岩郵便局	1	北海道二世郡八雲町黒岩31-1	渡島総合振興局
251	960110	八雲駅前郵便局	1	北海道二世郡八雲町富士見町27-1	渡島総合振興局
252	960120	八雲宮園郵便局	1	北海道二世郡八雲町出雲町48-3	渡島総合振興局
253	940350	柴浜郵便局	1	北海道爾志郡乙部町柴浜22-1	檜山振興局
254	940360	江差尾山郵便局	1	北海道檜山郡江差町尾山町121	檜山振興局
255	940380	江差愛宕郵便局	1	北海道檜山郡江差町愛宕町33	檜山振興局
256	940460	関内郵便局	1	北海道二世郡八雲町熊石関内町61	檜山振興局
257	940570	鶉郵便局	1	北海道檜山郡厚沢部町鶉町38-5	檜山振興局
258	940640	中須田郵便局	1	北海道檜山郡上ノ国町中須田471-3	檜山振興局
259	940860	木ノ子郵便局	1	北海道檜山郡上ノ国町木ノ子49-1	檜山振興局
260	941060	江差茂尻郵便局	1	北海道檜山郡江差町茂尻町219-2	檜山振興局
261	950040	太櫓郵便局	1	北海道久遠郡せたな町北檜山区太櫓215-2	檜山振興局
262	950160	宮野郵便局	1	北海道久遠郡せたな町大成区宮野91-1	檜山振興局
263	970320	西神楽郵便局	1	北海道旭川市西神楽北一条2-230-3	上川総合振興局
264	970400	落合郵便局	1	北海道空知郡南富良野町落合163	上川総合振興局
265	970410	中富良野郵便局	1	北海道空知郡中富良野町本町5-29	上川総合振興局
266	970480	東神楽郵便局	1	北海道旭川郡東神楽町南一条西1-1-1	上川総合振興局
267	970510	旭川三条郵便局	1	北海道旭川市三条通13-815-1	上川総合振興局
268	970560	旭川五条郵便局	1	北海道旭川市五条通18-521	上川総合振興局
269	970580	山部郵便局	1	北海道富良野市山部中町3-31	上川総合振興局
270	970810	豊田郵便局	1	北海道旭川市東旭川町豊田574-7	上川総合振興局
271	970890	愛山郵便局	1	北海道旭川市愛別町愛山728-4	上川総合振興局
272	970940	伊香牛郵便局	1	北海道旭川市当麻町伊香牛2区	上川総合振興局
273	970970	北鷹栖郵便局	1	北海道旭川市鷹栖町14線15-6	上川総合振興局
274	971270	旭川神楽郵便局	1	北海道旭川市神楽五条4-2-6	上川総合振興局
275	971280	千代ヶ岡郵便局	1	北海道旭川市西神楽一線24-465-24	上川総合振興局
276	971410	旭川近文郵便局	1	北海道旭川市緑町19-2148-45	上川総合振興局
277	971690	東川北郵便局	1	北海道旭川市東川町西4-北29	上川総合振興局
278	971840	旭川南六条通郵便局	1	北海道旭川市東光八条1-1-9	上川総合振興局
279	971970	旭川豊岡東郵便局	1	北海道旭川市豊岡六条4-2-4	上川総合振興局
280	971990	富良野若葉郵便局	1	北海道富良野市若葉町5-15	上川総合振興局
281	972020	旭川北門郵便局	1	北海道旭川市北門町15-2145	上川総合振興局
282	972200	旭川千代田郵便局	1	北海道旭川市東光五条7-7-7	上川総合振興局
283	972220	旭川豊岡十四条郵便局	1	北海道旭川市豊岡十四条7-3-10	上川総合振興局
284	972230	旭川十条郵便局	1	北海道旭川市十条通23-2-4	上川総合振興局
285	972250	旭川緑南郵便局	1	北海道旭川市緑が丘東四条1-3-18	上川総合振興局
286	972260	旭川末広五条郵便局	1	北海道旭川市末広五条10-8-11	上川総合振興局
287	972270	永山七条郵便局	1	北海道旭川市永山七条12-5-4	上川総合振興局
288	972290	旭川神居東郵便局	1	北海道旭川市神居二条21-85-16	上川総合振興局
289	972310	旭川東光一条郵便局	1	北海道旭川市東光一条4-2-8	上川総合振興局
290	980200	上士別郵便局	1	北海道士別市上士別町16線南3	上川総合振興局
291	980310	恩根内郵便局	1	北海道中川郡美深町恩根内60	上川総合振興局
292	980750	士別大通郵便局	1	北海道士別市大通西1-717-17	上川総合振興局
293	980850	名寄東三条郵便局	1	北海道名寄市東三条南4-15-1	上川総合振興局
294	980880	士別中央通郵便局	1	北海道士別市東六条6	上川総合振興局
295	980180	幌糠郵便局	1	北海道留萌市幌糠町1971-1	留萌振興局
296	980280	留萌元町郵便局	1	北海道留萌市元町5-151-1	留萌振興局
297	980300	雄信内郵便局	1	北海道天塩郡天塩町オヌブナイ5511-7	留萌振興局
298	980430	問寒別郵便局	1	北海道天塩郡幌延町問寒別137-7	留萌振興局
299	980540	留萌開運郵便局	1	北海道留萌市開運町3-6-15	留萌振興局
300	980800	留萌南郵便局	1	北海道留萌市南町4-4	留萌振興局
301	980870	留萌沖見郵便局	1	北海道留萌市沖見町2-75	留萌振興局
302	990040	鬼脇郵便局	2	北海道利尻郡利尻富士町鬼脇鬼脇121-2	宗谷総合振興局
303	990090	船泊郵便局	1	北海道礼文郡礼文町船泊村ヲシヨンナイ210-3	宗谷総合振興局
304	990100	宗谷岬郵便局	1	北海道稚内市宗谷岬8-2	宗谷総合振興局
305	990180	仙志志郵便局	2	北海道利尻郡利尻町仙志志本町43	宗谷総合振興局
306	990230	声間郵便局	1	北海道稚内市声間3-3-13	宗谷総合振興局
307	990260	稚内港郵便局	1	北海道稚内市港3-2-1	宗谷総合振興局
308	990480	小頓別郵便局	1	北海道枝幸郡中頓別町小頓別25	宗谷総合振興局
309	990630	浜鬼志別郵便局	1	北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別	宗谷総合振興局
310	990640	音標郵便局	1	北海道枝幸郡枝幸町音標1087-6	宗谷総合振興局
311	990880	勇知郵便局	1	北海道稚内市抜海村上勇知591-16	宗谷総合振興局
312	991400	香深井郵便局	1	北海道礼文郡礼文町香深村カフカイ14-20	宗谷総合振興局
313	991450	稚内宝来郵便局	1	北海道稚内市宝来4-2-8	宗谷総合振興局
314	991600	稚内潮見郵便局	1	北海道稚内市潮見2-7-14	宗谷総合振興局
315	991660	稚内秋見郵便局	1	北海道稚内市秋見2-4-1	宗谷総合振興局
316	990170	沙留郵便局	1	北海道紋別郡興部町沙留959-11	オホーツク総合振興局
317	990340	網走大曲郵便局	1	北海道網走市大曲1-11-8	オホーツク総合振興局
318	990350	若佐郵便局	1	北海道常呂郡佐呂間町若佐46	オホーツク総合振興局
319	990780	卯原内郵便局	1	北海道網走市卯原内58	オホーツク総合振興局
320	990800	沼ノ上郵便局	1	北海道紋別市沼の上407	オホーツク総合振興局

2025年度 灯油メーター設置局 対象施設

別紙

管理番号	局所コード	郵便局名	ホーム タンク 台数	住所	エリア(振興局)
321	990870	緋牛内郵便局	2	北海道北見市端野町緋牛内64-2	オホーツク総合振興局
322	990980	福住郵便局	1	北海道網走郡美幌町福住493	オホーツク総合振興局
323	991010	呼人郵便局	1	北海道網走市呼人283-2	オホーツク総合振興局
324	991020	計呂地郵便局	1	北海道紋別郡湧別町計呂地161-1	オホーツク総合振興局
325	991130	東相ノ内郵便局	1	北海道北見市東相内町250-4	オホーツク総合振興局
326	991160	網走南四条郵便局	1	北海道網走市南四条西3-9	オホーツク総合振興局
327	991190	中斜里郵便局	1	北海道斜里郡斜里町中斜里22	オホーツク総合振興局
328	991230	美幌駅前郵便局	1	北海道網走郡美幌町新町3-1-1	オホーツク総合振興局
329	991270	沢木郵便局	1	北海道紋別郡雄武町沢木381	オホーツク総合振興局
330	991300	豊里郵便局	1	北海道網走郡大空町女満別豊里3-6	オホーツク総合振興局
331	991520	紋別本町郵便局	1	北海道紋別市本町6-4-8	オホーツク総合振興局
332	991670	北見緑町郵便局	1	北海道北見市緑町1-1-8	オホーツク総合振興局
333	991720	斜里南郵便局	1	北海道斜里郡斜里町文光町48-37	オホーツク総合振興局
334	991730	北見美山郵便局	1	北海道北見市美山町南6-28-14	オホーツク総合振興局
335	991740	網走駒場郵便局	1	北海道網走市駒場北6-1-20	オホーツク総合振興局
336	991810	紋別大山郵便局	1	北海道紋別市大山町2-22-25	オホーツク総合振興局
対象局数	336	メーター設置台数	346		

入札説明書（建設工事）

入札公告に基づく入札等については、関係法令及び関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本郵政グループ各社からの指名停止、国土交通省北海道開発局又は北海道から指名停止（国土交通省北海道開発局又は北海道から指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている期間中でないこと。
- (2) 次に該当しない者であること。
 - ア 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不相当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - (ア) 不正又は不誠実な行為をした者
 - (イ) 不法行為をした者
 - (ウ) 契約の履行にあたり、契約義務違反の合った者
 - (エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者
 - (オ) 契約相手方として不適切であると認められる者
 - (カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者
 - イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）もしくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。
 - エ 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときはその全てを含む。）もしくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。
 - (ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
 - (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 施工実績に関する要件について求められた場合

- (1) 施工実績は完成、引渡しが進んでいるものに限る。
- (2) 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

3 配置技術者に関する要件について求められた場合

求めない。

4 申込書及び資料の作成にあたっての留意事項

- (1) 申込書は【様式1】により作成のこと。
- (2) 資料は次により作成すること。

ア 施工実績等

入札公告に示す資格があることを判断できる施工実績及び営業所等の所在地を【様式2】に記載すること。

イ 契約書の写し等

前記アの資料には、【様式2】に記載した内容が確認できる次の書類を添付するものとする。

(ア) CORINSデータ（竣工時カルテ）がある場合は、その写し。

(イ) (ア)がない場合は、次のA又はBによる。

なお、特定検閲工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）としての実績は、出資比率が証明できる協定書等の写しを添付すること。

A 契約書（注文書等を含む）及び「契約図書（※1）」の要件に係る部分の写し並びに「完成証明資料（※2）」

B 発注者による技術的資格要件を満たすことが確認できる施工証明書（完成証明資料含む）若しくはその写し。

※1 「契約図書」は次の①から③による。

① 新築工事又は増築工事の実績で建築一式工事の場合

躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事であることを確認できる設計図書

② 新築工事又は増築工事の実績で設備工事の場合

当該業種に適合する設備工事であることを確認できる設計図書

③ 模様替工事で模様替面積を求める場合

改修部分の対象床面積が要件として求める床面積以上であることを確認できる設計図書及び面積計算書

※2 「完成証明資料」は次の①から③のいずれかによる。

① 発注者が認める完成証明書（写しでも可）

② 発注者の受領済の証跡のある建物引渡し書の写し等

③ その他、完成し引渡し済であることが合理的に確認できる書類の写し

(ウ) 分割発注実績は、各分割受注実績全てを証明するアに該当する書類の写し。

ウ 誓約書【様式3】を提出すること。

5 取引先の資格の確認

取引先資格の確認は、申込書の提出期限の最終日をもって行うものとし、その結果は入札公告に示す期限までに通知する。

なお、通知に必要な返信用封筒として住所、商号又は氏名を記載し、簡易書留速達郵便料金分の郵便切手（760円）を添付した長3号封筒を提出すること。

6 取引先の資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 取引先の資格がないと認められた者は、契約責任者に対して取引先の資格がないと認められた理由について書面（適宜様式）により、説明を求めることができる。

(2) 書面は、取引先の資格がないと通知のあった日から5日（土曜日、休日を含まない。）以内に入札公告の入札担当部署（入札）に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 契約責任者は、説明を求められた日から5日（土曜日、休日を含まない）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 設計図書等の交付

(1) 設計図書等の貸与

設計図書等は入札公告に示す期間に入札担当部署（入札）において貸与する。郵送（送料実費負担）を希望する者は交付担当部署に連絡すること。貸与された設計図は開札当日まで貸与元に持参又は郵送（送料実費負担）の上、必ず返却すること。

(2) その他

交付する設計図書等には、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図、郵便施設標準詳細図（部位別編及び窓口まわり・サイン編）及び郵便施設設備工事標準詳細図が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

8 設計図書等に対する質問について

- (1) 現場説明書、図面および仕様書等について質問がある場合は、現場説明書に示す質問書様式又は日本郵政グループホームページからダウンロードした質問書様式に記入の上、入札公告に示す期間内に指定の場所に提出（郵送及び電子メール）すること。
- (2) 質問書に対する回答書は入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。
なお、希望者には、質問回答書の写しを手交する。また、質問回答書の写しの送付を希望する者は、返信用封筒として住所、商号又は氏名を記載し、一般書留速達郵便料金金分の郵便切手を添付した長3号封筒を質問書に併せて提出すること。この場合、質問書の下部余白に「質問回答書（写）郵送希望」と明記すること。

9 入札、開札の日時、場所及び方法

- (1) 入札方法
入札書は郵送（書留郵便等で配達記録が残るものに限る。）することとし、他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札期限等
入札公告に示す期限までに指定の場所に送付すること。
- (3) その他
ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
イ 入札回数は、原則として2回を限度とする。

10 契約の保証

請負代金額の10分の1以上とし、契約の保証の種類は、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約とする。
なお、申込価格が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札価格調査基準）に該当するとして調査を受けた者との契約に関しては、契約の保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。

11 入札の無効

入札公告において示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、現場説明書並びに入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札及び予定価格を超えた金額での入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、契約責任者により取引先の資格のある旨確認された者であっても、開札時点において資格のない者は、取引先の資格のない者に該当する。

12 工事成績

- (1) 本工事は、工事成績評定を実施する工事である。
工事成績は、工事中の法令順守の状況、品質管理、工程管理、施設管理者との調整、関連工事等との調整、安全管理等を評価する。
なお、工事成績の評定項目等詳細は落札者に説明する。
- (2) 工事成績の評定結果により、良好でない場合には、工事成績通知書を送付する。
- (3) 工事成績点が55点未満となった場合は、取引の制限を行う。

13 その他

- (1) 入札に参加する者は、入札者注意書、契約書案及び現場説明書を熟読し、その内容を遵守すること。
- (2) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、取引先の制限を行うことがある。
- (3) 申込書及び資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申込書及び資料等は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書及び資料等は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 施工実績等が入札公告に相当するかどうかについて疑義のある場合は、入札公告の入札担当部署（工事）に照会することができる。

入札は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。
なお、見積もり合わせの場合も同様とする。

- 第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、図面、現場及び契約書案（請書案を含む。以下同様。）を熟知しておくものとする。
- 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書、図面、現場及び契約書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は、入札の際、主務の社員に取引先の資格のある者であることの確認を受けなければならない。
- 2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面で主務の社員の確認を受けなければならない。
- 3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。
- 第3 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とする。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- 第4 入札書は、別紙様式により作成し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。
- 2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。（別添「郵便入札の注意事項」参照）
- (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先を記載すること。
- (3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。
- (4) 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。
- (5) 書留郵便等で配達記録が残る方法で郵便局に差し出すこと。
- 3 入札書に記載する日付は、入札・開札の年月日とする。ただし、郵送する場合は、入札書を作成した日とする。
- 第5 入札者は、第4の規定により入札書を持参して入札箱へ投函した後、又は郵便局に差し出し契約責任者が受領した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。
- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。
- 第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち合わせて（任意）行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは社員を立ち合わせてこれを行う。

第9 次に該当する入札書は受理しない。

- (1) 第4の第1項又は第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 郵送の場合は、入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第10 次に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に係る取引先の資格のない者により提出された入札書
- (2) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (3) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (4) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (6) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (7) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
- (10) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判読できない入札書
- (11) 明らかに連合によると認められる入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

第11 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなすなどの情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第12 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直に合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

第13 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格（最高価格）のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合、くじ引きの順序はじゃんけんによる。

4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、社員にくじを引かせる。

5 落札者を決定したときは、入札に参加した者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、及び金額を口頭で通知する。ただし、第1項ただし書きにより落札者を決定した場合、又は郵送した者に対しては別に書面で通知する。

6 第1項本文の場合において、落札となる者がいないときは、直ちに再度の入札に付すことがある。

7 リバースオークションによる場合は、別に定める「入札要綱書」及び「リバースオークション定義書」による。

第14 落札者は、契約責任者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

第15 次に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。

- (1) 第12の規定により入札書の補正をしないとき
- (2) 落札者が第14に規定する期間内に契約書を提出しないとき

第16 次に該当する者は、入札に参加することができないものとする。

(1) 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。（別表「取引先として不適当と認める項目」参照）

- ア 不正又は不誠実な行為をした者
- イ 不法行為をした者
- ウ 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
- エ 安全管理の措置が不適切であると認められる者
- オ 契約相手方として不適切であると認められる者
- カ その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

(4) 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

ア 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

イ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(5) 契約責任者が定める資格を有していない者

第17 契約に要する費用は、全て落札者の負担とする。

取引先として不相当と認める項目

項目	要件
1 不正又は不誠実	(1) 契約の履行にあたり故意に製造又は工事を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき (2) 落札又は見積額決定後、契約締結の拒否・辞退があったとき (3) 入札説明書又は入札者注意書の定めに違反した行為があるとき
2 不法行為	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、独占禁止法という）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき (2) 日本郵便株式会社の社員に対して行った贈賄又は詐欺等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知ったとき
3 契約義務違反	(1) 契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約の解除をしたとき (2) 契約不履行をしたもの (3) 契約の履行に際して知り得た会社の秘密を第三者に漏らし、又は利用したとき (4) 履行遅滞があったとき（納期の猶予を認めた場合） (5) 品質検査不合格で、特に措置する必要があると認められるとき（減価採用を認めた場合） (6) 隠れた瑕疵が発見された物品の納入をした者で、特に必要があると認められるとき (7) その他の契約違反があったとき
4 安全管理の措置が不適切	工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は工事者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき
5 不適切な相手方	(1) 日本郵便株式会社との契約に係る事案で日本郵便株式会社に損害を与えたとき (2) 社会的に問題となり、その反響度合いが著しくマスコミ等で大きく取り上げられ、特に必要があると認められるとき (3) 上記各号に該当するもの以外で、契約の相手方として不適切と認められるとき